

松江市週休2日工事 特記仕様書(港湾・漁港漁場工事編)

本工事は、週休2日工事の対象工事である。

1 定義

(1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏季休暇(土日を除く3日間)、年末年始休暇(土日を含む6日間)が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は、「現場閉所」として扱う。

また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。ただし、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取り組みの趣旨を踏まえて、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

2 実施方法

(1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、「工期に関する特記仕様書」に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面(様式1)にて報告するものとする。

(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

3 実施報告

(1) 週休2日工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、「松江市週休2日工事試行要領(港湾・漁港漁場工事編)」及びQ&Aを確認の上作成し、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業につ

いては、監督職員へ確認しなければならない。

(2) 週休2日交替制工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。

なお、休日取得状況表の提出にあたっては、「松江市週休2日工事試行要領(港湾・漁港漁場工事編)」及びQ&Aを確認の上作成し、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所または個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査(チェックボーリング)等は労務費補正の対象としない。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または、休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1.04を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(2) 機械経費(賃料)

積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数 1.02を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(3) 共通仮設費率

積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1.02 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

(4) 現場管理費率

積算において使用している現場管理費率に補正係数 1.03 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

(5) 市場単価

港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料1に示す補正係数を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交替制工事とした場合には、資料2に示す交替制月単位の補正係数を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

(6) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

5 履行証明書

受注者は、2に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所または、個人単位での休日確保が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、「週休2日工事履行証明書」(様式2)により、発注者に履行の証明を求めることができる。

6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表または、休日取得状況表に虚偽の記載が工事中または工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

<参考>

本特記仕様書に記載の松江市週休2日工事試行要領等については、以下を参照すること。

[週休2日工事の試行について／松江市ホームページ \(matsue.lg.jp\)](#)

「休日確保型」試行工事における市場単価工種の補正

資料1

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”
○港湾工事市場単価 = 標準市場単価 × 補正係数
補正後市場単価 = 標準市場単価 × 補正係数

	市場単価 補正係数	市場単価 補正係数	
1 底面工	1.03	17 車止撤去	1.04
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18 電気防食取付	1.04
3 支保工	1.04	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
4 足場工	1.02	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
5 鉄筋工	1.04	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6 吊鉄筋工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
7 型枠工	1.03	23 ペトロプラタム被覆	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
9 止水板工	1.04	26 かき落とし工	1.04
10 上蓋工	1.04	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11 伸縮目地工	1.02	28 汚濁防止桿設置・撤去	1.02
12 係船柱取付	1.04	29 灯浮標設置・撤去	1.03
13 防舷材取付	1.04	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.01
14 車止・縁金物取付	1.04	異形ブロック製作 型枠工	1.04
15 係船柱撤去	1.04	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
16 防舷材撤去	1.04	異形ブロック製作 細熱養生	1.03

週休2日制工事における市場単価方式の補正

資料2

- 市場単価方式による積算について、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定
 - R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定
 - また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	現場開所		名稱		区分	現場開所		補正係數	
		通期	月単位	通期	月単位		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04				1.02	1.01
力入圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03				1.03	1.03
イナーブリッジブロック工	設置 撤去	1.01	1.01	1.01	1.01	鉄筋棒入工(ロックボルト工)		1.02	1.03	1.03
防護柵設置工(ガードレール)	設置 撤去	1.00	1.01	1.00	1.01	道路植栽工		1.02	1.04	1.04
防護柵設置工(ガードレープ)	設置 撤去	1.00	1.01	1.00	1.01	公園植栽工		1.02	1.04	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置 撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	橋梁用伸縮縫手装着設置工		1.01	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)	設置 撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	橋梁用型伸縮縫手装着設置工		1.02	1.04	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)	設置 撤去	1.01	1.01	1.01	1.01	橋面防水工		1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置 撤去・移設	1.00	1.01	1.00	1.00	薄層カラーリング工		1.00	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置 撤去	1.01	1.01	1.01	1.01	クリーニング工		1.01	1.00	1.01
		1.02	1.04	1.02	1.04	軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.02
		1.02	1.03	1.01	1.03	コンクリート表面処理工 (ウオータージェット工)		1.01	1.01	1.01

週休2日制工事における土木工事標準単価の補正

資料2

- ① 土木工事標準単価による積算について、R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事より、週休2日の補正係数による積算方法へ見直し（R6.3.31までに）入札書提出期限が設定されている工事は、従来通り、週休2日を考慮した単価を使用
- ② ①の対象工事のうち、R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定【表1】
- ③ ①の対象工事のうち、R6.3.31までに入札公告等を行う工事は、R5年度の週休2日補正係数を適用【表2】

【表1】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数		名称	区分	補正係数	
		通明	現場開所			通明	現場開所
		月単位	月単位			月単位	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04	1.03
高樹認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04	1.03
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03	1.03	1.02
機械		1.02	1.03	1.01	1.03	1.03	1.02
構造物のこわし工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04	1.03
コンクリートブロック塗工		1.02	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02
銅製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.04	1.03
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場 高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02	1.02	1.01
表面被覆工	固定足場 高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04	1.03
表面含浸工	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02
連結基盤シート補強工	固定足場 高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.04	1.04	1.03
剥落防止工（アミドマッシュ）	固定足場 高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02
漏水封堵材設置工	固定足場 高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02